

政務活動費 会計帳簿

議員氏名: 菅谷寛志 31 年度

年月日	使途区分	使途項目	領収書整理番号	支払(収入)内容 (単価及び数量等も記載)	収入金額	支払金額	按分率 (負担分)	計上額 (端数切捨)	支払先	備考
H31.4.10	A	調査研究費	1	駐車場代(京都大学春秋講義)		1,000	100%	1,000	NPC24H	京都大学
H31.4.27	A	調査研究費	2	駐車場代(大塚自治連懇談会)		300	50%	150	市山科駅前駐車場	ホテル山楽
H31.4.28	A	調査研究費	3	駐車場代(学童野球大会)		400	50%	200	伏見桃山城運動公園駐車場	
H31.4.24	A	調査研究費	4	ガソリン代		4,411	50%	2,205	吉井石油(株)	
H31.4.5	G	資料購入費	1	京都新聞代		4,037	100%	4,037	京都新聞	
H31.4.26	G	資料購入費	2	朝日新聞代		4,037	100%	4,037	ASA山科	
H31.4.16	G	資料購入費	3	書籍代全6冊		11,954	100%	11,954	紀伊国屋書店	
H31.4.15	G	資料購入費	4	書籍代全3冊		4,968	100%	4,968	紀伊国屋書店	
H31.4.25	H	事務所費	1	事務所家賃		120,000	50%	60,000		
H31.4.25	H	事務所費	2	事務所駐車場代		10,000	50%	5,000		
H31.4.15	H	事務所費	3	電気代		5,842	50%	2,921	関西電力(株)	
H31.4.15	H	事務所費	4	ガス代		1,262	50%	631	大阪ガス(株)	
H31.4.26	H	事務所費	5	NHK受信料		13,990	80%	11,192	日本放送協会	
H31.4.27	H	事務所費	6	灯油代		1,844	50%	922	吉井石油(株)	
R1.5.7	I	事務所費	1	コピーリース代(4月分)		14,040	50%	7,020	日立キャピタルNBL	
H31.4.25	I	事務所費	2	電話代		7,609	50%	3,804	NTTファイナンス	
H31.4.25	I	事務所費	3	FAX代		5,373	50%	2,686	NTTファイナンス	
H31.4.23	I	事務所費	4	フレッツ光利用料		5,346	50%	2,673	NTTファイナンス	
H31.4.15	I	事務所費	5	コピーメンテナンス代		1,080	50%	540	(株)東洋	
H31.5.7	I	事務所費	6	事務用品(コピー用紙・PCインク)		30,015	50%	15,007	アスクル	
H31.4.26	J	火災費	1	給料		60,750	50%	30,375		
H31.4.26	J	火災費	2	給料		60,750	50%	30,375		
H31.4.1				政務活動費	400,000		100%	0		

(単位:円)

政務活動費 會計帳簿

議員氏名:

菅谷寛志

31 年度

年月日	使途区分	使途項目	領収書整理番号	支払(収入)内容 (単価及び数量等も記載)	収入金額	支払金額	按分率 (負割合)	計上額 (端数切捨)	支払先	備考
	区分	項目名		支出件数	収入計(A)	支出計(B)		計上計(C)		
	A	調査研究費		4件		6,111		3,555		
	B	研修費		0件		0		0		
	C	広聴広報費		0件		0		0		
	D	要請陳情等活動費		0件		0		0		
	E	会議費		0件		0		0		
	F	資料作成費		0件		0		0		
	G	資料購入費		4件		24,996		24,996		
	H	事務所費		6件		152,938		80,666		
	I	事務費		6件		63,463		31,730		
	J	人件費		2件		121,500		60,750	(A)-(C)	
				22件	400,000	369,008		201,697		
									(A)-(C)	198,303

(単位:円)

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	菅谷寛志		整理番号	1	
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	駐車場代(米国政治の日本への影響 京都大学)				
支払金額	1,000	按分率	100%	計上額	1,000
按分率の考え方					
備考	駐車場:百万遍				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

《領収書》

NPC24H 京都百万遍
ご利用ありがとうございました

《領収書》

[NO. 2]

19年04月10日17:01 --04月10日20:05
駐車料金 ¥1,000円

現金 ¥1,000円
釣銭 ¥0円

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	菅谷寛志	整理番号	3
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	駐車場代（青少年健全育成について 於：伏見桃山グラウンド）		
支払金額	400	按分率	50% 計上額 200
按分率の考え方	政務活動と政治活動の区別が不明確なため1/2		
備考			

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

Dパーキング
伏見桃山城運動公園駐車場

領収証

精算機 #01 A 精算No.000153
 発券機 #02 発券No.051924
 入庫時刻 2019年 4月28日(日) 15:04
 出庫時刻 2019年 4月28日(日) 16:58
 駐車時間 1:54
 駐車料金 A料金 400円
 =====
 合計 400円
 現金領収額 400円
 お預り 500円
 お釣り 100円

またのご利用をお待ちしております。

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	菅谷寛志	整理番号	4
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	ガソリン代		
支払金額	々々//	按分率	50% 計上額 2,205
按分率の考え方	政務活動と政治活動の区別が不明確なため1/2		
備考			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

ENEOS

納品書(領収書)

2019年04月24日 17:49

売上
JCB カト" がイ" 様

提携カード
車両番号 実車番 311

レギュラー P-05
28.10L *
157円 ¥4,411

合計 ¥4,411
(内消費税等(8.00%) ¥327)

クレジット支払
有効期限: XX/XX NC
支払方法: 一括払い

承認番号: [REDACTED]
Jカード"番号: [REDACTED]

ポイント: 基本P 20P
特別P 0P
今回計 20P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント [REDACTED]

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Jカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。


現金でお支払いの場合は領収書にかえて頂く予定です。
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて
ご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。

吉井石油株式会社
吉井石油 DD 勤修店
京都府 京都市 山科区
勤修寺東金ヶ崎町2-7
TEL: 075-502-1488 SS-620125
レシートNo 1728-01 デ" No 1915-1917
外通番 17-44075
080山本 優馬 2019/04/24

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	菅谷寛志		整理番号	1	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	新聞購入(京都新聞)				
支払金額	4,037	按分率	100%	計上額	4,037
按分率の考え方					
備考					



領収書

31.04.05 京都新聞 ¥4,037

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	菅谷 寛志		整理番号	2	
費 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	新聞購入（朝日新聞）				
支 払 金 額	4,037	按分率	100%	計 上 額	4,037
按分率の考え方					
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

4/26

支店 区域 読者番号

01 09 17307

31 年 4 月分

ASA 領収証

山科区西野広見町37

菅谷 寛志 様

銘 柄 名	部数	金 額	合計金額 (円)
朝日新聞(セット)	1	4,037	4,037

消費税込
上記の金額を領収しました。

朝日新聞サービスアンカー

A S A 山 科

Tel 592-0896



『脳活マガジン ルヤか6月号』4月25日発売!

定価890円 お申込みは上記ASAまで

毎度ありがとうございます。この領収証以外は使用していません。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	菅谷寛志	整理番号	3
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	書籍購入		
支払金額	11,954	按分率	100%
		計上額	11,954
按分率の考え方			
備考	「教育劣化社会」他5冊		

 紀伊國屋書店

お届け明細書

2019年4月16日 1/1

P-04163361
M-03

ご利用誠にありがとうございます。

済



氏名 菅谷 寛志 様

注文番号 19041322572543

商品コード	商品名	数量	価格
9784000611695	教育劣位社会—教育費をめぐる世論の社会学	1	2,700
9784022950086	負動産時代—マイナス価格となる家と土地 朝日新書	1	874
9784480071750	地方都市の持続可能性—「東京ひとり勝ち」を超えてちくま新書	1	928
9784492396438	AI×人口減少—これから日本で何が起こるのか	1	1,620
9784791771295	付度と官僚制の政治学	1	2,376
9784880654508	芸術文化の投資効果—メセナと創造経済 文化とまちづくり叢書	1	3,456
小計		6	11,954
合計金額			11,954
(内消費税)			885
クレジットお支払い額			11,954

切り取り線

様

領収書

2019年04月16日

代金決済の種類
クレジット

¥11,954-

但、商品代金として 本領収書は代金決済後有効となります。

株式会社 紀伊國屋書店 eコマース事業部

〒153-8504 東京都目黒区下目黒3-7-10



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	菅谷 寛志	整理番号	4		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ 資料購入費 ・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	書籍購入				
支払金額	4,968	按分率	100%	計上額	4,968
按分率の考え方					
備考	「社会は変えられる」他 2冊				

 紀伊國屋書店

お届け明細書

2019年 4月 15日 1 / 1

P-04151297
M-49

ご利用誠にありがとうございます。

済



氏名 菅谷 寛志 様

注文番号 19041215226087

商品コード	商品名	数量	価格
9784098253425	官僚たちの冬ー霞が関復活の処方箋 小学館新書	1	864
9784296100071	MaaSーモビリティ革命の先にある全産業のゲームチェンジ	1	2,160
9784336062789	社会は変えられるー世界が憧れる日本へ	1	1,944
小計		3	4,968
合計金額			4,968
(内消費税)			368
クレジットお支払い額			4,968円(税込)

-----切り取り線-----

領 収 書

様

2019年04月15日

代金決済の種類
クレジット

¥4,968-

但、商品代金として 本領収書は代金決済後有効となります。

株式会社 紀伊國屋書店 eコマース事業部



〒153-8504 東京都目黒区下目黒3-7-10

<p>⑩ 固定電話・インターネット等通信費の計上</p>	<p><input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 原則 8/10 (後援会等の事業月は1/2) (按分率の考え方: 事務所費と同じ考え方を適用)</p>						
<p>⑪ その他の事務費の計上</p>	<p><input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 原則 8/10 (後援会等の事業月は1/2・消耗品は1/2) (按分率の考え方: 事務所費と同じ考え方を適用)</p>						
<p>⑫ 人件費の計上</p>	<p><input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有</p> <p><input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 人 按分率 / (按分率の考え方:)</p> <p><input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 人 按分率 / (按分率の考え方:)</p> <p><input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 人 按分率 / (按分率の考え方:)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 2 人 按分率 / (按分率の考え方: 1人は政務活動専従、もう1人は政務活動・後援会事務等兼務政務活動事務専従職員は10/10、但し、後援会等の事業月は1/2。兼務職員の業務実態は、後援会事業月以外は殆ど後援会業務が無く政務活動事務の補助をしているので、通常月は事務所費の按分率を適用して8/10、但し、後援会事業等月は1/2とした。等</p> <p style="text-align: center;">計 2 人</p>						
<p>⑬ 私的活動又は関連会社等の業務との混在</p>	<p>(①で政務活動の拠点を「自宅」とした場合及び④で建物の所有区分を「賃借物件」、所有者を「関連会社等」とした場合のみ記入)</p> <p><input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 事務所賃借料</td> <td><input type="checkbox"/> 駐車場代</td> <td><input type="checkbox"/> 光熱水費等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 固定電話等通信費</td> <td><input type="checkbox"/> その他の事務費</td> <td><input type="checkbox"/> 人件費</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 事務所賃借料	<input type="checkbox"/> 駐車場代	<input type="checkbox"/> 光熱水費等	<input type="checkbox"/> 固定電話等通信費	<input type="checkbox"/> その他の事務費	<input type="checkbox"/> 人件費
<input type="checkbox"/> 事務所賃借料	<input type="checkbox"/> 駐車場代	<input type="checkbox"/> 光熱水費等					
<input type="checkbox"/> 固定電話等通信費	<input type="checkbox"/> その他の事務費	<input type="checkbox"/> 人件費					
<p>⑭ 補足事項等</p>	<p></p>						

- 注 1 政務活動の拠点が複数箇所ある場合は、当該拠点ごとに作成してください。
- 2 必要な箇所を記入するとともに、□の該当する項目にレ印又は■を付けてください。
- 3 「関連会社等」とは、自己又は生計を一にする親族が、役員、顧問その他の職についている会社その他の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)をいいます。
- 4 ⑥で「使用時間」により按分率を算定する場合は、月単位の平均の日・時間又は年単位の日・時間で記載してください。

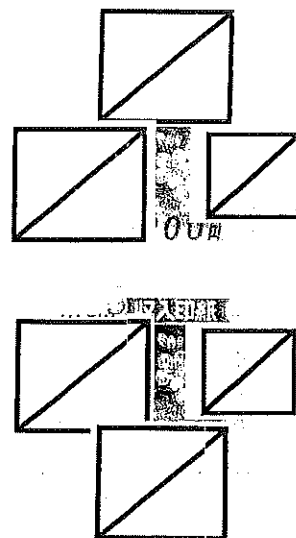
〔参考〕 按分の基本的な考え方

- 政務活動と政務活動以外の活動とが不可分の場合は、次のいずれかの方法で按分
- ア 政務活動に要した使用実態(使用領域(面積等)、使用時間等)により按分
- イ 政務活動の割合が明らかでない場合は、1/2で按分

賃貸借契約書

物件表示

所在地	京都市山科区西野広見町37
構造	木造2階建て(セキスイハイム) 延床面積 97.82㎡
駐車場	NO.8
敷金	300,000円(税込)
月額賃料	110,000円(税込:月額駐車料 10,000円を含む)



上記の物件を賃借人(甲)と賃貸人(乙)とで下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条(賃貸借の目的)

乙は上記の目的物件を事務所の目的をもって甲に賃貸し、甲はこれを賃借することを約束する。甲は乙の書面による承諾を得ることなく使用目的を変更してはならない。

第2条(賃貸借の契約期間)

賃貸借の期間は平成18年 3月 1日からの1年間とする。契約期間満了の1ヶ月前までに甲、乙のいずれからも書面による異議申出のない場合は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第3条(賃料)

1. 甲は、毎月末日までに翌月分の賃料を振込又は口座振替により乙に支払う。
(振込又は口座振替に要する費用は甲の負担とする。)
2. 賃料の支払いが振込又は口座振替の場合には、乙は原則として領収書を発行しない。
3. この契約が月の途中で締結されたときは締結月の賃料は日割計算とし、この契約が月の途中で終了したときは日割計算をせず、終了月分全額を支払う。
4. 将来、公租公課の増額、物価、目的物件またはその敷地の価格の高騰、近隣の賃料相場の上昇等により、賃料が不相当に低廉となったときは、乙はこれらを増額することができる。

第4条(敷金)

1. 甲は乙に対し、この契約の締結時に上記の敷金を預託するものとする。
2. 敷金には利息を附さず、この契約が終了し、甲が目的物件の明渡し、その他この契約による甲の債務の履行を完了した後1ヶ月以内に乙より甲に返還する。
3. 前項にかかわらず、甲が表記契約期間の始期までに入居することなくこの契約を解除した場合の控除額は月額賃料相当額とする。この控除額は違約金として乙の取得とする。
4. 甲に、この契約による債務の不履行があるときは、乙は何時でも敷金の範囲内でその弁済に充当することができる。但し、甲よりこの充当を請求できない。
5. 敷金の返還請求権を他に譲渡し、または、担保として提供することはできない。

第5条(諸料金)

目的物件内で消費される電気、ガス、水道の各料金、衛生費等は甲が負担し、甲は賃料とは別にこれらを支払う。

第6条(注意義務)

1. 甲は、善良な管理者の注意をもって目的物件を使用しなければならない。
2. 甲は、目的物件で次の行為をしてはならない。
 - ①公序良俗に反する行為(覚せい剤、麻薬の取扱い、売春、賭博、窃盗等)。
 - ②暴力団の事務所としての使用、暴力団を表示する看板、代紋等の提示。
 - ③暴力団風、その他人に恐怖感を与える服装、態度、行動を示すこと。
 - ④危険物、悪臭発生物、非衛生物、重量物(ピアノ等)の持ち込み。
 - ⑤喫煙、喧嘩、放歌、高吟、騒音の発生、火災等の危険を引き起こす行為、夜間のマージャン、ペットの飼育、野蛮な行為等社会通念上適切でない行為。
 - ⑥その他近隣の迷惑となる行為。
3. 甲は、乙より別に定める目的物件使用者心得ならびに安全のしおりを受取った場合はそれに従う。
4. 甲は、目的物件を整理整頓するように努めるものとし、汚したり、器物を破損しないように配慮することとする。

5. 甲は、目的物件使用者に前各項に定める事項を遵守させる。

第7条 (管理義務)

1. 甲は、甲の責任で目的物件の衛生、換気、安全の保持を行う。
2. 甲が前項の義務を怠ったことにより他人に損害を及ぼしたときは、その賠償の義務を負い、これにより甲が損害を受けたときもその賠償を乙に請求することはできない。

第8条 (修理)

1. 目的物件が甲の責任に帰さない損耗によりその使用に支障を生じたときは、乙がその修理の義務を負う。
2. 甲の責任に基づく事由により目的物件が損傷、毀損したときは、甲がその修理の義務を負う。この場合甲は乙の指示によりこれを修理するか、或いは、これによって生じた損害を乙に賠償する。

第9条 (転貸、権利譲渡の禁止)

1. 甲は、目的物件の全部又は一部を転貸し、または、その賃借権を譲渡してはならない。
2. 甲は、一時貸し、留守番等のような名目であっても、目的物件使用者以外の者に目的物件を使用させることはできない。
3. 甲が目的物件使用者以外のものに使用させたとき、及び、前項に違反して第三者に使用させたときは、いずれも転貸とみなす。

第10条 (原状変更)

甲が目的物件を改造、模様替、その他その原状を変更するときは、予め、乙の書面による承諾を受けなければならない。

第11条 (不在申出)

目的物件使用者全員が1ヶ月以上目的物件を留守にするときは、事前にその旨を乙に申し出る。

第12条 (立入)

乙は、目的物件の維持、修繕、防犯等のため必要あるときは、これに立入ることができる。この場合予め甲の承諾を受ける。但し、緊急のときはこの限りではない。

第13条 (契約の消滅)

1. 目的物件が法令または公共事業施行のため取り壊され、または、使用不能となったとき、或いは、天災地変、火災等によって損壊したときは、本契約は当然に効力を失う。この場合、甲は直ちに目的物件を乙に明渡し返還する。
2. 前項の場合、乙は敷金全額を甲に返還する。但し、乙は第4条第4項の債務充当権を失わない。

第14条 (損害賠償)

1. 甲が善良な管理者の注意義務に違反して、目的物件に損傷を与えたときは、甲は、乙の受けた損害を賠償する。
2. 盗難、その他甲、乙、いづれの責任にも帰すことのできない事由によって生じた損害は、甲、乙互いにその賠償を請求しない。但し、有責第三者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第15条 (解約)

1. 甲がこの契約を解約するときは、遅くとも1ヶ月前の予告をもって、その旨を書面により乙に申し入れる。
2. 前項の申し入れの撤回、取消はできない。
3. 甲の解約申入れが第1項の予告期間に不足するときは、甲は、その申入れ日の翌月末日迄の賃料を支払う。
4. 前項の規定は、第2条の乙の更新拒絶の申出が予告期間に不足する場合に準用する。
5. 乙がこの契約を解約するときは、3ヶ月以前の予告をもってその旨を書面により甲に申し入れる。

第16条 (解除)

甲が次の各号の一に該当したときは、乙はこの契約を解除することができる。

- ①賃料または電気、ガス、水道等の諸料金を2ヶ月分以上遅滞したとき。
- ②目的物件の全部または一部を転貸し、または、その賃借権を譲渡したとき。
- ③目的物件を第1条の目的以外の使用目的に供したとき。
- ④目的物件に目的物件使用者以外のものを常駐させたとき。
- ⑤乙の事前の書面による承諾を受けずに目的物件の原状を変更したとき。
- ⑥善良な管理者の注意義務に違反して目的物件を滅失、又は、破損したとき。
- ⑦第6条第2項ないし第5項の一に違反したとき。
- ⑧乙に対し、敷金を賃料、その他の甲の債務に充当することを主張したとき。
- ⑨その他賃貸借の信頼関係を破綻させる行為をしたとき。

第17条 (明渡し)

1. 甲は、この契約が終了したときは、遅滞なく目的物件を甲の費用で賃借時の原状に復し、乙に明け渡す。
2. 甲は乙に対し、前項の明渡しに際して、目的物件の鍵全部を返還し、明渡し当日迄の第5条の諸料金の支払いを完了したうえ、その領収書を提示する。甲がこの返還及び提示をしないときは、乙は敷金の返還を留保する。

3. 甲の明渡しが遅滞したときは、甲は遅滞期間中の賃料の1.5倍相当の明渡し遅滞損害金を支払う。

4. 甲の明渡し遅滞により乙が前項の他に損害を受けたときは、甲はその損害をも併せて賠償する。

第18条 (保証人)

丙は、この契約による甲の乙に対する債務のすべてについて連帯保証する。この契約が更新された場合は更新後の甲の乙に対する債務についても同様とする。

第19条 (管轄裁判所)

甲、乙及び丙は、本契約から生ずる権利義務について紛争を生じたときは、乙の住所地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とすることに同意する。

第20条 (特約事項)

表記特約事項に定めのあるときは、甲、乙、これを遵守する。

第21条 (規定外事項)

この契約に定めのない事項、及び、この契約の解釈に疑義が生じたときは、法令、慣習に従い、甲、乙誠意をもって協議解決する。

特約事項	契約期間中に生じたエアコンの修理・交換を甲が望むならば、これに伴う費用については甲が支払う。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、甲、乙双方署名捺印のうえ、各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

賃借人(甲)

住所

--	--

電話番号

--

名称・氏名

菅谷 寛志

連帯保証人(丙)

住所

--	--

電話番号

--	--

名称・氏名

--	--

賃貸人(乙)

住所

--

電話番号

--

名称・氏名

--	--

振込先

--	--	--

以上

駐車場賃貸借契約書

所在地 京都市山科区西野広見町37

駐車番号 NO.7

賃借料 1ヶ月 金 10,000円也

上記物件に就き貸主を甲、借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 賃貸借の期間は平成21年11月1日より1年間とする。
契約期間満了の1ヶ月前までに甲、乙の双方どちらかの申し出がない限り、本契約は更に1年間自動更新するものとし、以降も同様とする。
- 第2条 賃料の支払いは、毎月月末までに翌月分を甲の指定する方法にて支払うこととする。
また、1ヶ月に満たない期間の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。
ただし、契約終了時は日割り計算しない。
- 第3条 将来、公租公課の増額、物価、目的物件またはその敷地の価格の高騰、近隣の賃料相場の上昇等により、賃料が不相当に低廉となったときは、甲はこれらを増額することができる。
- 第4条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は充分空けておき、他者の出入りを妨げないこと。
- 第5条 賃借権の譲渡及び転借は絶対にしてはならない。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位置の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切してはならない。
- 第7条 乙又はその代理人の車に、場内での他者による事故発生、あるいは天災地変による損害ならびに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって、駐車場又はその施設や駐車場の他の車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 乙が本契約に違反した場合、または乙が賃料を1ヶ月以上滞納した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第10条 甲、乙双方の都合により本契約を解約するときは、1ヶ月前に通告し期間満了と同時に駐車場を完全に明け渡すこと。

特記事項

1. 本契約は月極契約とする。
2. 甲は乙の請求により、賃料の3ヶ月分の前納を条件に自動車保管場所使用承諾証明書を発行する。ただし、賃料の延滞及び不正な請求の場合にはこれを拒否することができる。前記書類の発行を伴う6ヶ月以内の短期の解約の場合には前納賃料は返還されない。
3. 賃料の支払方法は次の通りとする。
 - ・賃料は振込または口座振替とする。

(振込または口座振替に要する費用は乙負担とする。)

振込先

[Redacted]

- ・賃料の支払いが振込または口座振替の場合には、甲は原則として領収書を発行しない。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し、甲、乙双方署名捺印の上、各1通を所持するものとする。

平成 21年 10月 27日

貸主(甲) 住所

[Redacted]

氏名

[Redacted]

電話番号

[Redacted]

借主(乙) 住所

[Redacted]

氏名

菅谷寛志

電話番号

075-583-0300

<input type="checkbox"/>	貸主用
<input checked="" type="checkbox"/>	契約者用

駐車場使用契約書

I. 標記

所在地	京都府京都市山科区西野広見町37				
名称	吉井北ガレージ		区画番号	6	
車種		車色		ナンバープレート	
契約期間	平成26年 5月16日より 平成27年 5月15日までの 1年				
使用料等	駐車料	10,000円	保証金	10,000円	
	消費税額				
	月額合計	10,000円			
支払期日	毎月月末までに翌月分を支払う。(先払い)				
支払方法	①. 振込 2. 口座振替(手続き必要)				
振込先	銀行名	支店名	預金	口座番号	受取名義人
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

貸主 吉井 重光 と契約者は次の通り、双方承諾の上駐車場の使用契約を締結する。

平成26年5月2日

貸主 住所

氏名

契約者 住所 〒607-8348 京都市山科区西野広見町37

フリガナ 氏名 **菅谷寛志**

勤務先名 _____ 勤務先TEL _____

緊急連絡先 (身内の方) 住所 〒607-8348 京都市山科区西野広見町37

フリガナ 氏名 **菅谷寛志** TEL _____ 続柄 _____

II. 契約条項

第1条 使用目的

契約者は、標記に記載の駐車場を記載する自動車の駐車用としてのみ使用する。

第2条 契約期間

契約期間は、標記記載の通りとする。

但し、期間満了の1ヶ月前までに解約の申し出が無い場合は、契約を引き続き継続されるものとする。

第3条 駐車料金等の増減及び負担の帰属

1. 契約者は、標記の記載に従いその駐車使用料金を貸主の口座に支払わなければならない。但し、振込手数料は契約者負担とする。
2. 月の途中における契約の時は、その月の駐車使用料金は日割りとし、月の途中における解約については1ヵ月分とする。貸主は既納の駐車使用料金は返金しないものとする。
3. 本契約の標記の使用料が、公租公課の増減、経済事情の変動、あるいは近傍同種の使用料に比較して不相当となった時は、貸主はこれを増減出来るものとし契約者は意義なくこれに従うものとする。
4. 標記の土地の公租公課は、貸主の負担とする。

第4条 保証金

1. 契約者は、保証金として標記に記載する金額を貸主に預託する。
2. 保証金はこの契約が終了した場合において、未払いの使用料、損害金、その他使用者の負担すべき金銭を控除した残額を返還する。但し、保証金には利息をつけない。但し、契約締結後1年以内に解約した場合はこれを返還しないものとする。
3. 前項の場合には、貸主は保証金から差し引く債権の額の内訳を使用者に明示しなければならない。

第5条 禁止事項

1. 契約者は駐車場内に契約車以外の自動車、その他諸物件を置いてはならない。
2. 契約者は駐車場を第三者に使用させたり、譲渡若しくは転貸してはならない。
3. 契約者は駐車場に定着物を設置又は現状を改造する等の行為をしてはならない。
4. 契約者は駐車場で有害、危険若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。

第6条 契約者の賠償責任

契約者又はその関係者において故意 過失 その他の事故により貸主の設備・造作・その他駐車場の他の自動車等に生じた損害は、契約者が直ちにその金額を賠償する責めを負う。

第7条 免責事項

1. 貸主は、駐車場で生じた自動車の盗難 衝突及び破損 人身事故・火災・天災等による事故被害に対して一切の責任を負わない。
2. 貸主の周知しない車両が入庫した場合、貸主はその責めを負わない。

第8条 契約解除

1. 貸主又は契約者が契約期間中都合により本契約を解約しようとする時は、1ヶ月前までにその旨を相手方に対して予告しなければならない。但し、契約者は予告に代え駐車使用料金1ヵ月分を支払って即時解約できるものとする。
2. 契約者が、保証金の有無にかかわらず、使用料を2ヶ月以上滞納した時、又は第5条その他本契約に違反した時は、貸主はこの契約を催告せずに解除することができる。
3. 期間満了又は契約解除により、契約終了後なお契約者の車両、その他の所有物を放置して引き取らない場合には貸主は任意に売却、廃棄等の処分をする事が出来る。又、契約者の住所が不明の為に貸主の契約者に対する契約解除通告書が届かない場合においても同様であるものとし、契約者は何ら異議を申さない。

第9条 境界の明示

貸主は契約者に対し、本物件の境界を明示し隣地境界線又は私道等について協定がある時は、これを明確にしなければならない。

第10条 協議事項

貸主及び契約者は、本契約書に定めのない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び習慣に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

第11条 特約事項

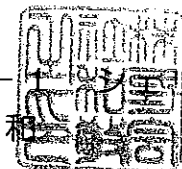
契約者が車庫証明書の発行を請求する場合、証明書発行手数料として3,000円(税別)を支払うものとする。

管 理 会 社

〒615-8034

京都市西京区下津林東芝ノ宮町6-11-1111-1F

株 式 会 社




TEL:075-391-0851 FAX:075-391-0825

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	菅谷寛志	整理番号	1		
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費				
支払内容	事務所賃借料（4月分）				
支払金額	120,000	按分率	50%	計上額	60,000
按分率の考え方	選挙のため1/2				
備考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

支払機		
ご利用明細書		
<small>ごありがとうございます●</small>		
お取扱日	時刻	お取扱店番・ご利用内容
310426	206	824Tお振込
お取引銀行	お取引店番	お取引番号 科目・口座番号
振込通番	振込手数料	金額
000171	¥0	¥120000
メッセージコード	残	高
お振込先		
ご依頼人	菅谷 寛志 様 075-583-0300	
ご案内	(お知らせ欄)	
	おつり	
	**	

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	菅谷寛志		整理番号	2	
費目	調査研究費・研修費・広報報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>専務所費</u> ・事務費・人件費				
支払内容	来客用駐車場賃借料（3月分）				
支払金額	10,000	按分率	50%	計上額	5,000
按分率の考え方	選挙のため1/2				
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

ご利用明細票

本ご利用明細票が有効となります。
 ただし本ご利用明細票は、下記のとおりでございます。
 どうぞお確かめください。

年 月 日: 31-04-25

銀行番号 | 支店番号 | 口座番号

お取引内容	お取引金額
お振り込み	¥10,000
時刻 受付番号	お取引後残高
11:46 0048	

ご案内またはお振込内容

振込手数料 ¥108 利用料 ¥0

京都中央信用金庫
 大宮支店
 普通預金 2906123
 か) ワケイ 様

ご依頼人 電話
 スガヤ ヒロシ 様

*裏面のご案内もご覧ください。

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	菅谷 寛志		整理番号	3	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費				
支払内容	電気代（4月分）				
支払金額	5,842	按分率	50%	計上額	2,921
按分率の考え方	選挙のため1/2				
備 考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

普通払込料金 加入者負担		電気料金払込票兼受領証	
口座番号	00140-9-900136		
加入者名	関西電力株式会社		
金額	5 8 4 2		
お振込日	11	お振込所	33144239310031
お振込月	4	お振込種別	4
お振込人	菅谷 寛志様		
料 金	受付局（金融機関）日附印 31-04-15 京都 山科柳辻 郵便局 (44282) N94240024		
備 考			

切りの取らないでお支払い窓口にお出しください。

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	菅谷寛志		整理番号	4	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費				
支払内容	ガス代（4月分）				
支払金額	1,262	按分率	50%	計上額	631
按分率の考え方	選挙のため1/2				
備考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

振替払込請求書兼受領証

00110 - 8 - 900222

大阪ガス株式会社

金	額	千	百	十	円
			1	2	62

2019年 4月分
 ご使用番号
 ***-**-660-67-2050
 菅谷 寛志

31-04-15
 京都
 山科柳辻
 郵便局
 (44282)
 N94240025



※なお、本行宛振込請求証(ゆうちょ銀行印付振込請求証)

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙


議員氏名(会派名)	菅谷寛志		整理番号	5	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費				
支払内容	NHK受信料				
支払金額	13,990	按分率	80%	計上額	11,192
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備考	銀行引落のため別紙に通帳のコピーと本付				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

 放送受信料領収証	
菅谷 寛志 様 お客様番号 493-4961-710 振替日 平成31年 4月26日	
領収金額(消費税を含みます) 13,990 円	お支払期間 平成31年 4月 ~ 令和 2年 3月
	件数 地上契約 1
取扱金融機関 口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください	次回振替予定日 令和 2年 4月27日
上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。	
日本放送協会 	

NHKホームページ

<http://nhk.jp>



お問い合わせ先 (電話番号のかけ間違いのないようご注意ください。)

受信料関係のお問い合わせ **0570-077-077**
 転居等のお届け(フリーダイヤル) **0120-151515**
 放送番組についてのご照会 **075-251-1111**

転居や衛星契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。
<http://nhk.jp/jushinryo> (24時間いつでも簡単に手続きできます。)

IP電話等をご使用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、
 050-3786-5003をご利用ください。

受信料のお支払いありがとうございました。



株式会社 東京海上火災保険 (東京海上火災保険)

東京海上火災保険株式会社
〒100-8388 東京都千代田区千代田 1-3-1
電話 03-3211-1111

7

31.04.15:0 AP(カ)トクワ

¥1,080

事務 5 コピー機リース代

31.04.26:0 NHK

¥13,990

事務 5

01.05.07:0 NS ヒタチ-NBL

¥14,040

事務 1 コピーリース代

01.05.07:0 SMBC(アズカ)

¥30,015

事務 6 事務用紙代



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	菅谷 寛志		整理番号	6	
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費				
支払内容	灯油代				
支払金額	1,844	按分率	50%	計上額	922
按分率の考え方	選挙のため1/2				
備考					

(領収書は、重ならな)

ENEOS

納品書(領収書)

2019年04月27日 15:26

売上
 JCB カード カイノ 様
 トーク
 提携カード
 車両番号 実車番 311
 0117-00
 灯油 P-17
 18.00L *
 102.45円 ¥1,844
合計 ¥1,844
 (内消費税等(8.00%) ¥137)
 クレジット支払
 有効期限: XX/XX NC
 支払方法:一括払い
 承認番号: 0421507
 カード番号:
 タイム:基本P 8P
 特別P 0P
 今回計 8P
 利用ポイント 0P

利用可能ポイント
 本日付与されたポイントは2~3日
 目以降に反映されます。有効期限切
 等の理由で、Jカードにポイントが
 加算されないことがあります。
 詳細はwww.tsita.jpにてご確認下
 さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせて頂きます。
 消費税額表示の無い場合は消費税を請求書にて
 ご請求いたします。
 消費税には、地方消費税が含まれています。

吉井石油株式会社
 吉井石油 DD 勧修店
 京都府 京都市 山科区
 勧修寺東金ヶ崎町27
 TEL:075-502-1488 SS-620125
 レシートNo 2263-02 データNo3127-3129
 汎用番17-44192
 006福永 翔太 2019/04/27

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	菅谷 寛志	整理番号	1		
費 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費				
支 払 内 容	コピーリース代（4月分）				
支 払 金 額	14,040	按分率	50%	計 上 額	7,020
按分率の考え方	選挙のため50%				
備 考	銀行引落のため別紙に通帳のコピーを添付				
<p>（領収書は、重ならないように貼付してください。）</p>					



監査報告書 (貸借対照表)

7

31.04.15.0 AP(カ)トク

¥1,080

事務用 5 コピー用紙代

31.04.26.0 NHK

¥13,990

事務用 5

01.05.07.0 NS 七折-NBL

¥14,040

事務用 1 コピー用紙代

01.05.07.0 SMBC(アス)

¥30,015

" 6 事務用紙代



京都府京都市山科区
西野広見町37
菅谷寛志事務所 内

お問い合わせ先
担当支店 西日本地域営業本部 京都営業所
電話 06 6530 7111
(受付時間: 平日 09:00~17:00)

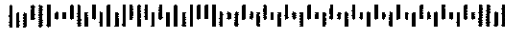
菅谷 寛志

様



105-0003
東京都港区西新橋1丁目3-1
西新橋スクエア9階

日立キャピタルNBL株式会社



431111 08281 0001313#

0001/0004 0002817

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。この度は、弊社のリース契約をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。ご契約いただきましたリース契約の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げますのでご確認いただき、リース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

リース契約のご確認書

【ご契約内容】

契約番号	1040-5955-9300-00	リース期間	72ヶ月		
契約種類	リース	リース期間開始日	2017/08/24	リース期間満了日	2023/08/23
リース先	株式会社 東洋	リース料	13,000円	リース料	936,000円
		消費税等	1,040円	消費税等	74,880円
代表物件名	カラー複合機	お支払額	14,040円	お支払額	1,010,880円
	*リース物件のご明細につきましては、別紙をご参照ください。	お支払日	27日	お支払方法	口座振替

【お支払引落口座】

金融機関名	<input type="text"/>	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/>	口座番号	<input type="text"/>
口座名義人	スガヤ ヒロシ				

【お支払内容】

回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高	回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高
			リース料	消費税等					リース料	消費税等	
1	2017/09	14,040	13,000	1,040	996,840	31	2020/03	14,040	13,000	1,040	575,640
2	2017/10	14,040	13,000	1,040	982,800	32	2020/04	14,040	13,000	1,040	561,600
3	2017/11	14,040	13,000	1,040	968,760	33	2020/05	14,040	13,000	1,040	547,560
4	2017/12	14,040	13,000	1,040	954,720	34	2020/06	14,040	13,000	1,040	533,520
5	2018/01	14,040	13,000	1,040	940,680	35	2020/07	14,040	13,000	1,040	519,480
6	2018/02	14,040	13,000	1,040	926,640	36	2020/08	14,040	13,000	1,040	505,440
7	2018/03	14,040	13,000	1,040	912,600	37	2020/09	14,040	13,000	1,040	491,400
8	2018/04	14,040	13,000	1,040	898,560	38	2020/10	14,040	13,000	1,040	477,360
9	2018/05	14,040	13,000	1,040	884,520	39	2020/11	14,040	13,000	1,040	463,320
10	2018/06	14,040	13,000	1,040	870,480	40	2020/12	14,040	13,000	1,040	449,280
11	2018/07	14,040	13,000	1,040	856,440	41	2021/01	14,040	13,000	1,040	435,240
12	2018/08	14,040	13,000	1,040	842,400	42	2021/02	14,040	13,000	1,040	421,200
13	2018/09	14,040	13,000	1,040	828,360	43	2021/03	14,040	13,000	1,040	407,160
14	2018/10	14,040	13,000	1,040	814,320	44	2021/04	14,040	13,000	1,040	393,120
15	2018/11	14,040	13,000	1,040	800,280	45	2021/05	14,040	13,000	1,040	379,080
16	2018/12	14,040	13,000	1,040	786,240	46	2021/06	14,040	13,000	1,040	365,040
17	2019/01	14,040	13,000	1,040	772,200	47	2021/07	14,040	13,000	1,040	351,000
18	2019/02	14,040	13,000	1,040	758,160	48	2021/08	14,040	13,000	1,040	336,960
19	2019/03	14,040	13,000	1,040	744,120	49	2021/09	14,040	13,000	1,040	322,920
20	2019/04	14,040	13,000	1,040	730,080	50	2021/10	14,040	13,000	1,040	308,880
21	2019/05	14,040	13,000	1,040	716,040	51	2021/11	14,040	13,000	1,040	294,840
22	2019/06	14,040	13,000	1,040	702,000	52	2021/12	14,040	13,000	1,040	280,800
23	2019/07	14,040	13,000	1,040	687,960	53	2022/01	14,040	13,000	1,040	266,760
24	2019/08	14,040	13,000	1,040	673,920	54	2022/02	14,040	13,000	1,040	252,720
25	2019/09	14,040	13,000	1,040	659,880	55	2022/03	14,040	13,000	1,040	238,680
26	2019/10	14,040	13,000	1,040	645,840	56	2022/04	14,040	13,000	1,040	224,640
27	2019/11	14,040	13,000	1,040	631,800	57	2022/05	14,040	13,000	1,040	210,600
28	2019/12	14,040	13,000	1,040	617,760	58	2022/06	14,040	13,000	1,040	196,560
29	2020/01	14,040	13,000	1,040	603,720	59	2022/07	14,040	13,000	1,040	182,520
30	2020/02	14,040	13,000	1,040	589,680	60	2022/08	14,040	13,000	1,040	168,480

【ご連絡事項】


お支払方法が口座振替の場合、お支払日が金融機関休業日のときは翌営業日（お支払日が末日に限り前営業日）の振替となります。また、本契約と他のご契約のお支払口座が同一のときは、当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して振替の依頼をさせていただくことがあります。

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	菅谷 寛志	整理番号	2		
費 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費				
支 払 内 容	電話代（4月分）				
支 払 金 額	7,609	按分率	50%	計 上 額	3,804
按分率の考え方	選挙のため1/2				
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

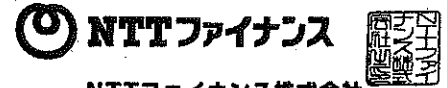
<input type="checkbox"/> 通常払込料金 <input type="checkbox"/> 加入者負担		<input checked="" type="checkbox"/> 振替払込請求書兼 受領証(金融機関控)		
口座番号	00170-4-903062			
加入者名	NTTファイナンス株式会社			
金額	7,609 円			
<input checked="" type="checkbox"/> 切り取らないでお出しください。	お客様番号			
	2019年 4月ご請求分 5月 8日 (住所等非表示払込書)			
ご請求先住所氏名	菅谷 寛志 様			
金融機関用取納連絡先	TEL 0120-31-04-25 874-569			
備 考	京都 山科竹鼻 郵便局 (44402) N94420022			

この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)

請求書 (西日本ご利用分)

607-8348
京都市山科区西野広見町37

郵便区内特別



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

菅谷 寛志 様

発行年月日 2019年 4月21日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【運付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル7F
社用コード M30021111002 03646 03608 00 J
83 000000 1 2 19040401J



019042101063475594 03646

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。 (1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
075-583-0300	2019年 4月ご請求分	7,609円	2019年 5月 8日(水)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 7,609円
(合計) 7,609円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。


↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	菅谷 寛志	整理番号	3		
費 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費				
支 払 内 容	F A X 代（4月分）				
支 払 金 額	5,373	按分率	50%	計 上 額	2,686
按分率の考え方	選挙のため1/2				
備 考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

<small>通常私込料金 振替払込請求書兼 加入者負担 受領証(金融機関控)</small> 	
<small>口座番号</small> 00170-4-903062	
<small>加入者名</small> NTTファイナンス株式会社	
<small>金額</small> 5,373 円	
<small>お客様番号</small> _____	
<small>請求年月</small> 2019年 4月ご請求分	<small>支払期日</small> 5月 8日
<small>ご請求先住所氏名</small> (住所等非表示払込書) 菅谷 寛志 様	
<small>金融機関用紙送付先</small> TEL 0120-31-04-25 874-569	京都 山科竹鼻 郵便局 〒44402) N94420021
<small>備考</small>	
<small>この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)</small>	

請求書 (西日本ご利用分)

607-8348
京都市山科区西野広見町37

郵便区内特別



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年 4月21日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル7F
社用コード M30021111002 03645 03608 00 J
83 000000 1 2 19040401J

菅谷 寛志 様



019042101063511685



03645

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1 / 2ページ

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
[Redacted]	2019年 4月ご請求分	5,373円	2019年 5月 8日(水)

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 5,373円
(合計) 5,373円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

2月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ***

フレッツ光の割引サービス(光もつともつと割、Web光もつともつと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.



お客様電話番号等 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 4月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
NTT西日本ご利用分	5,373	回線使用料(基本料)(事務用) ダイヤル通話料	合算 合算
	2,500	3月 6日~ 4月 5日	
	2,473	3月 6日~ 4月 5日。なお前月分は510円でした。	
	(1,649)	(内訳) イチリッツ1適用分	
	< 1,649 >	(内訳) イチリッツ1適用通話料	
	(824)	(内訳) 通常通話料適用分	
	2	ユニバーサルサービス料	合算
	398	消費税等相当額(合計)	
◇合計	5,373	合計	
		次回(来月分)の割引計算期間は、4月 6日~ 5月 5日です。イチリッツ1をご利用にならなかった場合、1,649円となります。	
		1番号分のご請求となります。	
		合算表示の料金合計×8%	

NTT西日本からのお知らせ

※電話のご注文・お問合せは「116」へ(無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ(無料)
 ※電話の故障は「113」へ(無料) / 携帯電話からは0120-444113へ(無料)
 ※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ(無料) / 故障: 0120-248995へ(無料)
 ※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

M30021111002 03645 03608 00

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	菅谷 寛志	整理番号	4
費 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費		
支 払 内 容	フレッツ光利用料（4月分）		
支 払 金 額	5,346	按分率	50% 計上額 2,673
按分率の考え方	選挙のため1/2		
備 考			

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局
ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局

ご請求先氏名
菅谷 寛志 様

お客様番号

2019年 4月ご請求分

金額(円)
¥7,938-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
19.4.23

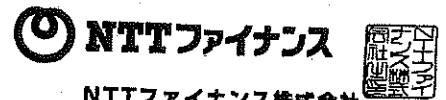
取入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

この場合は、左側2枚をお出しください。上記以外でも支払いの場合は切り取りをさせていただきます。

請求書 (西日本ご利用分)

607-8348
京都市山科区西野広見町37

郵便区内特別



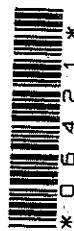
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年 4月17日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒536 大阪市城東区森の宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル7F
社用コード M20021111007 06459 06421 00 J
61 000000 1 0 19040301J

菅谷 寛志 様



019042101047915442



06459

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5012-3001	2019年 4月ご請求分	7,938円	2019年 5月 7日(火)

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 5,346円
NTTファイナンス分ご請求額 2,592円
計) 7,938円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5012-3001	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5012-3001 ◇NTT西日本ご利用分	5,346	5,400 -1,100 500 100 50	フレッツ 光ネクスト F 準利用料 3月 1日～ 3月31日 光はじめ割 3月 1日～ 3月31日 リモートサポートサービス料金 3月 1日～ 3月31日 発行手数料 本請求書等の発行にかかわる各種費用になります。 収納手数料 本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。 合算表示の料金合計×8%	合算 合算 合算 合算
◇NTT西日本分 (小計)	5,346	396	消費税等相当額 (合計) (小計)	合算
◇NTTファイナンスご利用分	2,592	2,592	BIGLOBE利用料 ビッグロープ株式会社ご利用分。 * 2019年03月末締め分	非対象等
◇合計	7,938	7,938	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

NTT西日本からのお知らせ

<電話のご注文・お問合せは「116」へ(無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ(無料)
 <電話の故障は「113」へ(無料) / 携帯電話からは0120-444113へ(無料)
 <フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ(無料) / 故障: 0120-248995へ(無料)
 <弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

M2002111007 06459 06421 00 J

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	菅谷寛志		整理番号	5	
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>傳務費</u> ・人件費				
支払内容	コピーメンテナンス代（4月支払分）				
支払金額	1,080	按分率	50%	計上額	540
按分率の考え方	選挙のため1/2				
備考					
<p>（領収書は、重ならないように貼付してください。）</p>					



普通預金 振込入金簿

1977年4月
1977年5月

7

31.04.15 0 AP(カ)トコ

¥1,080

事務用 5 コピーリース代

31.04.26 0 NHK

¥13,990

事務用 5

01.05.07 0 NS ヒタヒ-NBL

¥14,040

事務用 1 コピーリース代

01.05.07 0 SMBC(アズカ)

¥30,015

事務用 6 事務用代



第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	菅谷寛志	整理番号	6		
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費				
支払内容	事務用品（コピー用紙・PCインク等）代（4月分）				
支払金額	30,015	按分率	50%	計上額	15,007
按分率の考え方	選挙のため50%				
備考	銀行引落のため別紙に通帳のコピーと明細を添付				
（領収書は、重ならないように貼付してください。）					



普通預金 (等価個人貯蓄)

7

31.04.15 0 AP(カ)トウヨウ

¥1,080

事務 5 コピー用紙代

31.04.26 0 NHK

¥13,990

事務 5

01.05.07 0 NS ヒヤク-NBL

¥14,040

事務 1 コピー用紙代

01.05.07 0 SMBC(アス76)

¥30,015

事務 6 事務用紙代



アスクルご請求書

2019年04月10日締切分

607-8348
京都府京都市山科区
西野広見町37

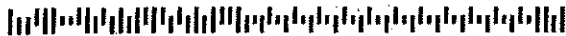


お問い合わせ番号 20996062

すがや寛志事務所

様

C1 097233# 00001/00001 20996062 UAC



00127901 C11-U1

アスクル担当販売店
株式会社ヤギコー

京都府京都市下京区
万里小路町170



630144

TEL: 075-342-1190

担当:アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 075-583-0300

FAX: 075-581-5252

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

30,015

うち消費税等 (

2,223

対象期間

2019/03/11 ~ 2019/04/10

当月お買い上げ金額

30,015

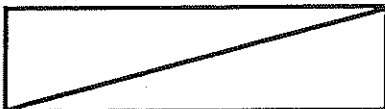
当月返品金額

当月値引金額

お支払い日 ▶ 2019年 05月 07日

お支払い方法 ▶ 自動引落

金融機関
支店
お引落 口座



スガヤ

上記ご指定の口座よりお引落しさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率%
03/11 85978916 461-8660 平紐 クラフト紙手提袋ベーシック 320×400×115 白	2	967	1,934		8.0
523-9205 V1 インクカートリッジ BC-341 カラー	2	1,952	3,904		8.0
523-9199 V1 インクカートリッジ BC-340XL ブラック (大容量)	2	2,577	5,154		8.0
	小計		10,992	ご発注分	
03/25 88410955 542-680 V1 スーパーホワイト+ A4 1箱 (500枚入×10冊)	1	3,108	3,108		8.0
68-06 スーパーホワイト+ A3 1冊 (500枚入)	1	891	891		8.0
68-01 スーパーホワイト+ B5 1冊 (500枚入)	1	332	332		8.0
68-090 スーパーホワイト+ B4 1冊 (500枚入)	1	653	653		8.0
019-684 ホッチキス針 No. 10-1M MS91261 1パック (1	1	540	540		8.0
	小計		5,524	ご発注分	
03/26 88668825 836-938 グラフトバッカー 角形2号 ホ078 1箱 (100枚入)	1	4,201	4,201		8.0
	小計		4,201	ご発注分	
03/26 88669232 619-5160 V1 インクカートリッジ BC-345XL	2	2,640	5,280		8.0
619-5651 V1 インクカートリッジ BC-346	2	2,009	4,018		8.0
	小計		9,298	ご発注分	

お知らせ

お支払いに関するお問い合わせにつきましては、表面右上のお客様の担当販売店までお願い申し上げます。
アスクルサービス、商品等に関するお問い合わせにつきましては、アスクルお客様サービスデスク
(0120-345-861) または <http://www.askul.co.jp/support>
までお願い申し上げます。

税率別明細

税区分(税率)	お買い上げ金額	返品金額	値引金額	小計	うち消費税等
課税 (8.0%)	30,015	0	0	30,015	2,223
合計	30,015	0	0	30,015	2,223

グリーン商品お買い上げ実績

	全体	グリーン商品
購入額(税込)	30,015	27,541

アスクルスイートポイント明細

お客様のステージは ▶ **ブルー** ステージです。 (2019年03月01日~2019年08月末日)

前回までのポイント	獲得ポイント	賞品交換ポイント	期限切れポイント	ご利用可能ポイント	月別期限切れポイント
1,618	277	0	0	1,895	4月末日 88
基本ポイント	×倍率	その他ポイント	返品ポイント		5月末日 54
277	1.0	0	0		6月末日 79

お知らせ

<お買い上げ累計金額(税抜き)>: 34,988円 (累計金額の対象期間: 2019年03月01日~2019年08月末日)
 累計金額 200,000円(税抜き)以上で、翌半年間「基本ポイント×1.2のゴールドステージ」です。
 累計金額 400,000円(税抜き)以上で、翌半年間「基本ポイント×1.5のプラチナステージ」です。
 当月獲得ポイントは、18ヶ月間有効です。
 賞品ラインナップなど、詳しくは <http://www.askul.co.jp/sweet/> をご覧ください。

本書面の記載内容について

- お客様の担当販売店(表面右上記載の「アスクル担当販売店」)は、ご請求・お支払いに関する窓口です。
- 「うち消費税等」の金額は、「当月ご請求額(当月ご利用額)」から非課税金額を差し引いた金額に消費税率を乗じた金額(円未満切捨)を表示しております。
- ご返品につきましては、アスクル返品センターへ到着した日時が、お客様の当月ご請求締切日を超える場合には、翌月のご請求締切日に計上されることがございます。

オフィス家電 春トクセール!

カタログにない **在庫限り!**
 チラシ・Webだけの
 お買得商品が満載!
 在庫限り特価も
 あるのでお早めに!

28,000 (税込¥30,240)
 圧巻の安さと品質のリサイクルパソコン!

2019年5月31日までの期間限定特価!

東芝 コードレスクリーナー
 税別 ¥16,800 (税込 ¥18,144)

Webでケーブル各種、10%OFFクーポン配布中!

くわしくは www.askul.co.jp/
 アスクルWebサイトで
 オフィス家電 春トクセール 🔍 検索

小さな荷物が お得に送れる!

セールスドライバーの集荷はもちろん、宅急便センターやコンビニへの持ち込みも可能。

1枚あたり 税別 ¥61 (税込 ¥65.7)

New
 薄型専用 BOXも登場!

※エリア別運賃や、さらに割引がきけるサービスについては、ヤマト運輸のホームページでご確認ください。

お申込番号 **J48-0427** **宅急便コンパクト** 🔍 検索

救急箱、絆創膏から体温計、担架、AEDまで。
今こそ見直し! 職場の救急用品

もれなくスイートポイント最大1700ptの獲得チャンス!

くわしくはアスクルWebサイトで → www.askul.co.jp/ 救急ようひん 🔍 検索

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	菅谷 寛志	整理番号	1
費目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ 人件費		
支払内容	給与(4月)		
支払金額	60,750	按分率	50% 計上額 30,375
按分率の考え方	政務活動専従職員(従事日数割分の50%)		
備考			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

支払機

ご利用明細書

※ありがとうございます※

お取扱日	時刻	お取扱店番・ご利用内容
3月4日	1時0分	18240 お振込
お取引銀行	お取引店番	お取扱番号
		科目・口座番号

振込通番	振込手数料	金額
000164	¥0	¥60750
メッセージコード	残	高

お振込先

スガヤヒロシ様

ご依頼人

ご案内

(お知らせ欄)

おつり

**

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2019 年(西暦)
4 月分

氏 名

(政務活動専従職員)

日	曜日	定 時 勤 務				備 考 (時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	月				0:00			0:00
2	火				0:00			0:00
3	水				0:00			0:00
4	木				0:00			0:00
5	金				0:00			0:00
6	土				0:00			0:00
7	日				0:00			0:00
8	月	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
9	火	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
10	水	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
11	木	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
12	金	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
13	土				0:00			0:00
14	日				0:00			0:00
15	月	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
16	火	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
17	水	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
18	木	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
19	金	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
20	土				0:00			0:00
21	日				0:00			0:00
22	月	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
23	火	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
24	水	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
25	木	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
26	金	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
27	土				0:00			0:00
28	日				0:00			0:00
29	月				0:00			0:00
30	火				0:00			0:00
					0:00			0:00
計		15 日間勤務 (D)		(A)	67:30	計 (A')		0:00

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

菅谷寛志



【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [67.5 時間] × [単価	円] =	0 円 (B)
①' 月額の場合			60,750 円 (B)
② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価	円] =	0 円 (C)
③ 通勤手当・日額の場合 (D) [15 日] × [単価	円] =	0 円 (E)
③' " 月額の場合			0 円 (E)
④ 総支給額	(B) + (C) + (E) =		60,750 円 (F)

【実支給額 (総支給額 - 諸控除額) の計算】

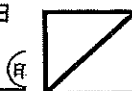
(F) - [円 (G) (所得税・住民税、保険料等本人負担額) = 60,750 円 (H)

金 60,750 円 (H)

左記金額を確かに領収致しました。

平成 31 年 4 月 26 日

氏 名



【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 実支給額 (H) [60,750 円] × [按分率	50 %] =	30,375 円 (I)
○ 保険料等雇用主負担額 [円] × [按分率	0 %] =	0 円 (J)
○ 諸控除額 (G) [円] × [按分率	0 %] =	0 円 (K)
○ 政務活動費充当額の計	(I) + (J) + (K) =		30,375 円

雇 用 契 約 書

ふりがな	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px;"></div>	生 年 月 日
氏 名	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px;"></div>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px;"></div>
現 住 所	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px;"></div>	
下記の条件で契約します		
雇 用 期 間	平成25年4月1日から 平成26年3年3月31日まで	
就 業 場 所	京都市山科区西野広見町37 菅谷寛志事務所	
仕 事 内 容	政務活動業務補助及び関係書類の作成（政務活動補助専従）	
就 業 時 間 (休憩時間)	午前10時 から 午後3時30分まで (休憩時間は正午から午後1時)	
休 日	原則として土日及び祝祭日、夏季休暇・年末年始については双方で相談	
給 与 (賃 金)	月額 81,000 円 (残業代は別途支払う 時給850円)	
給 与 支 払	月末支払い	
給 与 振 込 先	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px;"></div>	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。 (ただし、どちらかからの申し出が無い場合、雇用契約を自動継続するものとする)		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
平成25年4月1日		
雇用者	菅 谷 寛 志	<div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; display: inline-block;"></div>
被雇用者	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px;"></div>	<div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; display: inline-block;"></div>

第 5 号の 2 様式 (第 7 条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	菅谷 寛志	整理番号	2
費 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <u>人件費</u>		
支払内容	給与(4月)		
支払金額	60,750	按分率	50% 計上額 30,375
按分率の考え方	政務活動・後援会活動兼務職員(従事日数割分の50%)		
備 考			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

ご利用明細書

ありがとうございます●

お取扱日	時刻	お取扱店番・ご利用内容	
3月04日	14時14分	18240 お振込	
お取引銀行	お取引店番	お取扱番号	科目・口座番号
振込通番	振込手数料	金	額
000168	¥0	¥60750	円
メッセージコード	残	高	

お振込先

スカヤヒロシ 様

ご依頼人

ご案内

(お知らせ欄)

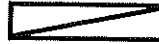
おつり

** F

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2019 年(西暦)
4 月分

氏 名



(政務活動・後援会等兼務職員)

日	曜日	定 時 勤 務				備 考 (政務活動以外業務時間)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	月				0:00			0:00
2	火				0:00			0:00
3	水				0:00			0:00
4	木				0:00			0:00
5	金				0:00			0:00
6	土				0:00			0:00
7	日				0:00			0:00
8	月	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
9	火	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
10	水	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
11	木	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
12	金	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
13	土				0:00			0:00
14	日				0:00			0:00
15	月	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
16	火	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
17	水	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
18	木	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
19	金	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
20	土				0:00			0:00
21	日				0:00			0:00
22	月	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
23	火	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
24	水	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
25	木	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
26	金	10:00	15:30	1:00	4:30			0:00
27	土				0:00			0:00
28	日				0:00			0:00
29	月				0:00			0:00
30	火				0:00			0:00
					0:00			0:00
					0:00			0:00
計		15 日間勤務 (D)		(A)	67:30	政務活動以外業務時間		0:00

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

菅谷寛志



【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [67.5 時間] × [単価	円] =	0 円 (B)
①' 月額の場合			60,750 円 (B)
② 時間外勤務手当等 (A') [時間] × [単価	円] =	0 円 (C)
③ 通勤手当・日額の場合 (D) [15 日] × [単価	円] =	0 円 (E)
③' " 月額の場合			0 円 (E)
④ 総支給額	(B) + (C) + (E) =		60,750 円 (F)

【実支給額 (総支給額 - 諸控除額) の計算】

(F) - [円 (G) (所得税・住民税、保険料等本人負担額) = 60,750 円 (H)

金 60,750 円 (H)

左記金額を確かに領収致しました。
平成 31 年 4 月 26 日

氏 名



【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 実支給額 (H) [60,750 円] × [按分率	50 %] =	30,375 円 (I)
○ 保険料等雇用主負担額 [円] × [按分率	0 %] =	0 円 (J)
○ 諸控除額 (G) [円] × [按分率	0 %] =	0 円 (K)
○ 政務活動費充当額の計	(I) + (J) + (K) =		30,375 円

雇 用 契 約 書

ふりがな 氏 名	<div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>	生 年 月 日 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>
現 住 所	<div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>	
下記の条件で契約します		
雇 用 期 間	平成25年4月1日から 平成26年3年3月31日まで	
就 業 場 所	京都市山科区西野広見町37 菅谷寛志事務所	
仕 事 内 容	政務活動業務補助及び後援会等の業務 (政務活動補助・その他の業務兼務)	
就 業 時 間 (休憩時間)	午前10時 から 午後3時30分まで (休憩時間は正午から午後1時)	
休 日	原則として土日及び祝祭日、夏季休暇・年末年始については双方で相談	
給 与 (賃 金)	月額 81,000 円 (残業代は別途支払う 時給850円)	
給 与 支 払	月末支払い	
給 与 振 込 先	<div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。 (ただし、どちらかからの申し出が無い場合、雇用契約を自動継続するものとする)		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">平成25年4月1日</p> <p style="text-align: center;">雇用者 菅 谷 寛 志 <input style="width: 30px; height: 30px; border: 1px solid black;" type="checkbox"/></p> <p style="text-align: center;">被雇用者 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%; display: inline-block;"></div> <input style="width: 30px; height: 30px; border: 1px solid black;" type="checkbox"/></p>		

